

別表三(一) 「特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途等

この明細書は、別表二の「判定結果 18」において「特定同族会社」に該当する法人が、法第 67 条第 1 項（特定同族会社の特別税率）の規定により法人税を課される留保金額及び税額を計算する場合に使用します。

ただし、次の (1) に掲げる特定同族会社が、次の (2) に掲げる事業年度において、次の (3) に掲げる書類を確定申告書に添付した場合には、法第 67 条第 1 項の規定は適用されませんので、この明細書の記載は必要ありません。

(1) 法人	(2) 事業年度	(3) 添付書類
平成 20 年改正前の措置法第 68 条の 2 第 1 項《経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用》に規定する青色申告書を提出する特定同族会社で平成 20 年 4 月 30 日前に中小企業新事業活動促進法第 9 条第 1 項の承認を受けた中小企業新事業活動促進法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者に該当するもの	承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施している各事業年度	① 中小企業新事業活動促進法に規定する行政庁が承認をした旨を証する書類 ② 承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施している旨を証する書類 ③ 承認経営革新計画の計画書の写し

(注)1 上記 (3) に掲げる書類については、平成 20 年改正前の措置法第 68 条の 2 第 1 項（経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用）の規定に係る「経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書」を利用してください。

2 中小企業新事業活動促進法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者とは、次に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営むかの区分に応じて、それぞれ次に掲げる資本金の額又は出資の総額の法人及び次に掲げる従業員数（常時使用する従業員の数をいいます。）の法人並びに企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等をいいます。

業 種	資 本 金 の 額 又は出資の総額	従業員数
イ 製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからトまでの業種を除きます。）	3 億円以下	300 人以下
ロ 卸売業	1 億円以下	100 人以下
ハ サービス業（へ及びトの業種を除きます。）	5,000 万円以下	100 人以下
ニ 小売業	5,000 万円以下	50 人以下
ホ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除きます。）	3 億円以下	900 人以下
へ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
ト 旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

なお、当期の所得の計算に当たって、次に掲げるような益金不算入額又は損金算入額があるため、当期の所得の金額が 0 となる場合であっても、当期の留保金額について法第 67 条の規定による特定同族会社の特別税

率が適用されることがあることに注意してください。

- ① 非適格合併又は非適格分割型分割による移転資産等の譲渡損失額（法 67③）
- ② 受取配当等の益金不算入額（令第 139 条の 9（他の連結法人から受ける配当等の額）の配当等の額に係る金額を除く。）（法 67③）
- ③ 外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（法 67③）
- ④ 法人税額の還付金等（過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。）の益金不算入額及び益金算入附帯税（利子税を除く。）の受取額（法 67③）
- ⑤ 繰越欠損金又は災害損失金の損金算入額（法 67③）
- ⑥ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入額（法 67③）
- ⑦ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（措置法 59④）
- ⑧ 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額（措置法 59 の 2 ⑥）
- ⑨ 沖縄の認定法人の所得の特別控除額（措置法 60④）
- ⑩ 収用換地等の場合の所得の特別控除額（措置法 65 の 2 ⑨）
- ⑪ 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除額（措置法 65 の 3⑦、65 の 4④、65 の 5③、65 の 5 の 2 ⑤）
- ⑫ 特定外国子会社等、特定外国法人が配当等をした場合の課税済留保金額の損金算入額（平成 21 年改正前の措置法 66 の 8⑦又は 66 の 9 の 8④）
- ⑬ 特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（措置法 66 の 8⑨、⑩）
- ⑭ 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の特別控除額（措置法 67 の 3⑦）
- ⑮ 租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例により減額される所得の金額のうち、相手国の居住者に支払われない金額（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 7②）

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「留保所得金額（別表四「39 の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額） 1」	<p>別表四「39 の②」の金額に、配当等の支払に係る基準日（その定めがない場合には、その支払に係る効力が生ずる日。）にその法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に当期に支払う配当等の額を加算し、その支払に係る基準日にその法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人から当期に受け取る配当等の額を減算した金額を記載します。</p> <p>なお、令第 9 条第 1 項第 3 号（利益積立金額）に掲げる金額が生じた場合には、その金額をこの欄の上段に内書として記載します。</p>	<p>この場合には、「7」の欄の記載に当たっては、その内書として記載した金額を「1」の金額から減算して計算します。</p>
「当期末配当等の額 3」	<p>法第 67 条第 4 項の規定の適用を受ける剰余金の配当又は利益の配当により減少する法第 2 条第 18 号に規定する利益積立金額を記載します。</p>	
「法人税額 4」	<p>別表一（一）の「差引法人税額 4」＋「リース特別控除戻税額 5」＋「同上に対する税額 7」＋「法人税額計 10」の外書－「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	人税額 11」－「控除税額の計算」の「計 44」により計算した金額を記載します。この場合、この金額がマイナスになるとときには、0 と記載します。	
「住民税額 6」		均等割額を加算する必要はありません。
「適格合併等により増加した利益積立金額 11」	適格合併若しくは適格分割型分割により被合併法人若しくは分割法人から引継ぎを受けた利益積立金額又は連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により増加した利益積立金額を記載します。	
「適格分割型分割等により減少した利益積立金額 12」	適格分割型分割により分割承継法人に引き継いだ利益積立金額又は連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により減少した利益積立金額を記載します。	
「積立金基準額 14」	この金額がマイナスとなる場合には、0 と記載します。 なお、「期末利益積立金額 13」の金額がマイナス（△）である場合には、「同上の 25%相当額 9」の金額にそのマイナスの金額の正数金額を加算した金額を記載します。	例えば、「9」の金額が 25,000,000 円、「13」の金額が△5,000,000 円である場合には、25,000,000 円と 5,000,000 円との合計額 30,000,000 円を「14」に記載します。
「定額基準額 2,000 万円 × $\frac{1}{12}$ 15」	「 $\frac{\quad}{12}$ 」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	
「法人税額の還付金等（過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。）（別表四「17」及び益金不算入附帯税（利子税を除く。）の受取額）19」	別表四の「所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等 17」の金額並びに法第 26 条第 4 項に規定する附帯税（利子税を除きます。）の負担額として内国法人（連結親法人）が受け取る金額及び同条第 5 項に規定する他の内国法人（連結法人）が附帯税（利子税を除きます。）の負担額の減少額として受け取る金額の合計額を記載します。	法第 26 条第 4 項に規定する法人税の負担額として内国法人（連結親法人）が受け取る金額及び同条第 5 項に規定する法人税の減少額として他の内国法人（連結法人）が受け取る金額は、含まれません。
「課税留保金額」の「32」及び「33」	「 $\frac{\quad}{12}$ 」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	
「年 3,000 万円相当額を超え年 1 億円相当額以下の金額（（31）－（32））又は（1 億円 × $\frac{1}{12}$ －（32））のいずれか少ない金額） 33」	「課税留保金額 31」の金額が年 3,000 万円相当額を超える場合に、年 3,000 万円相当額を超え年 1 億円相当額以下の金額を記載します。 この場合、その金額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「課税留保金額 31」で切り捨てた 1,000 円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。	

3 根拠条文

法 67、令 139 の 7～140、平成 20 年改正前の措置法 68 の 2、平成 20 年改正前の措置法規則 22 の 19 の 3